

# 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）

日時：令和2年4月6日（月）15：00～

場所：第1委員会室

## 1 開会

## 2 議題

（1）国・県・市の対応状況について

（2）収入減少、売り上げ減少等に対する支払いの猶予対策について

（3）学校等再開への対応について

（4）感染者発生時の対応について

①市長部局

②学校、幼稚園

（5）その他

## 3 閉会

## 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 譲	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	粟野 道夫	

### 【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
津山中央病院 総合内科・感染症内科医長	藤田 浩二	
岡山県美作保健所 総括副参事	河副 節美	

### 【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任保健師	浦上 雅彦	
健康増進課主任栄養士	樋口 夕季	
健康増進課主任保健師	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

## (1)国・県・市の対応状況

### ①国の対応状況（3月以降）

- ・ 3/1 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・ 3/5 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催  
⇒マスク転売禁止、3/7～中国・韓国からの入国者2週間待機
- ・ 3/6 PCR検査について保険適用
- ・ 3/9 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が新型コロナウイルス感染症対策の見解を公表
- ・ 3/10 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）決定  
イベント等自粛10日間延長要請
- ・ 3/14 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」施行
- ・ 3/15 国民生活安定緊急措置法施行（マスク転売禁止）
- ・ 3/19 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
⇒「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の公表
- ・ 3/20 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催  
⇒一斉休校新学期から解除
- ・ 3/24 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン公表
- ・ 3/25 全世界を対象に不要不急の渡航自粛要請
- ・ 3/26 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催  
⇒「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- ・ 3/28 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催  
⇒特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定  
【※別添資料1参照】
- ・ 4/1 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・ 4/1 第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
⇒「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の公表  
【※別添資料2参照】

### ②県の対応状況（3月以降）

- ・ 3/6 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第5回）」の開催  
・ 高知県で岡山県在住の患者確認受け開催
- ・ 3/12 「第2回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- ・ 3/13 「新型コロナウイルス感染症対策連絡会議」の開催  
・ 新型コロナウイルス感染症対策について医療関係者と意見交換
- ・ 3/16 「岡山県感染症対策委員会」の開催  
・ 新型コロナウイルス感染症対策等について専門家から意見聴取
- ・ 3/19 PCR検査機器の増設  
・ 2台体制とし、検査能力が1日約40件へ増加

- ・ 3/22 岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内 1 例目）
- ・ 3/23 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 6 回）」の開催  
・ 県内で初の患者の確認を受け開催
- ・ 3/24 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 7 回）」の開催  
・ 教育活動の再開方針等を決定
- ・ 3/26 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- ・ 3/27 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 8 回）」の開催  
・ 県内 2 例目（里庄町在住）の患者の確認及び新型インフルエンザ特措法に基づく岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を受け開催
- ・ 3/28 岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内 3 例目）
- ・ 3/30 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 9 回）」の開催
- ・ 3/30 玉野市在住の患者確認・公表（岡山県内 4 例目）
- ・ 4/1 早島町在住（岡山市職員）の患者確認・公表（岡山県内 5 例目）
- ・ 4/2 早島町在住の患者確認・公表（岡山県内 6 例目、7 例目）  
・ 県内 5 例目の濃厚接触者として、PCR 検査を実施し、陽性と判明
- ・ 4/3 岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内 8 例目・9 例目）
- ・ 4/4 岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内 10 例目：感染経路不明）
- ・ 4/5 岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内 11 例目）

### ③市の対応状況（3 月以降）

- ・ 3/2～ 市内の小学校、中学校、幼稚園は休校・休園
  - ・ 3/3 津山市医師会へ備蓄マスク 5,000 枚を提供
  - ・ 3/6 「第 4 回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催  
⇒休校等に伴う現状、経済への影響の現状と対応状況、イベント等の中止、公共施設の運用状況等について協議
  - ・ 3/9 新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口の設置
  - ・ 3/13 イベント等の中止に伴う施設使用料取り扱いの期間延長  
⇒3/31 まで延長  
スポーツ施設の利用制限  
⇒3/13～3/31
  - ・ 3/19 国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第 2 弾）」により、消毒液を購入し、保育所（認定こども園）・幼稚園・放課後児童クラブ等児童施設（59 施設 各施設 10 ボトル 1 本）
  - ・ 3/23 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部コールセンター（電話相談窓口）の設置
  - ・ 3/27 第 5 回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催  
今後のイベント等開催における考え方、公共施設の運用、スポーツ施設の利用制限、備蓄物の提供等について協議  
市内福祉施設・小中学校へマスク 25,200 枚配布
- 随時、情報の更新（HP、LINE 等）  
⇒イベントの中止・延期情報、公共施設の休館・休業情報等

## 新型コロナウイルス感染症に伴う収入減少、 売り上げ減少等の市民に対する支払いの猶予対策

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、税金等の市への支払いが困難となる者の発生が見込まれる中で、徴収の猶予、履行延期の特約等の対応措置があることを市民に周知し、関係課により一体的な対応を行います。

### 2. 対象債権

全ての債権（税金、国民健康保険料、水道代、市営住宅使用料など）

### 3. 内容

対象となる市民が関係窓口にて、申請書及び生活困窮等の状況がわかる資料を提出し、審査を経た上で対象の決定をします。

ただし、手続きを簡略にするため、複数の部署にわたる債務を有する市民は1つの窓口で全ての手続きが完了できるようにします。

申請が承認されれば、督促状・催告書の送付の停止、該当期間の延滞金及び遅延損害金の不算入等の優遇措置が受けられます。

### 4. 期間

令和2年4月6日(月)～令和3年3月31日(水)

※状況により延長の可能性あります。

### 5. 申請者

債務者本人を原則とします。

ただし、病気等のやむを得ない事情がある者は、代理人(委任状が必要)、郵送による申請も可とします。

### 申請フロー



複数の債務を有する場合があります

※1「徴収猶予及び履行延期の特約等に関する申請書」  
 ※2「徴収猶予及び履行延期の特約等に関する決定通知」

## 学校再開（新年度）に向けて

令和2年4月6日  
津山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言（令和2年3月19日）並びに通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日、元文科初第1780号）等を踏まえ、次の方針に基づき対応する。

### 1 新年度の対応について

#### (1) 教育活動全般について

- ・4月7日から通常どおりに学校を再開する。引き続き感染拡大防止策に努める。

##### 【再開する理由】

- ①現在、市内では感染者は確認されておらず、「感染未確認地域」に該当していること。
- ②3つの密（密閉・密集・密接）の感染回避対策の徹底を学校関係者に周知したこと。
- ③児童生徒の健康と安全を確保しつつ、学ぶ機会の提供（学習保障）も重要であること。

#### (2) 学校行事等について

- ・入学式への参加は、教職員、新入生、保護者とし、在校生については必要最小限度の参加とする。なお、座席の工夫、アルコール消毒液の設置や十分な換気、参加者へのマスク着用依頼等、感染防止対策を行う。
- ・始業式、退任式等については、同様の感染防止対策を行う他、校内放送等での実施も検討する。
- ・その他の学校行事等については、4、5月実施予定の泊を伴う行事は延期または中止を検討する。
- ・その他の行事の開催については、3つの密（密閉・密集・密接）の集団感染回避の対策を十分立て、実施を検討する。また、実施に当たっては、保護者理解が得られるよう丁寧な説明を行うこととする。

#### (3) 教育活動実施上の留意点について ※集団感染（クラスター）の徹底回避（密閉・密集・密接）

- ・校内での手洗いや咳エチケット、マスクの着用（各家庭に布マスク作成依頼）等、基本的な感染症対策を徹底する。
- ・十分な換気や密集した空間を避けること等、日常的に集団感染を回避する対策を講じる。（教室内の定期的な換気・机の配置の工夫・全校集会の見直し等）
- ・児童生徒の健康観察を徹底（毎日の家庭での検温依頼）し、風邪症状がある場合には、自宅待機を推奨する。
- ・給食については、手洗いの徹底や机を向かい合わせにしない等の対応をする。

#### (4) 教職員の勤務について

- ・会議等を実施する際には、時間短縮、座席の工夫、換気等十分な配慮のもとに行う。
- ・健康状態の把握（教職員も毎日の検温・報告）に努め、発熱や倦怠感がある場合は、直ちに休ませる。

※以上の対応は、あくまで感染が確認されていない地域（津山市）での再開であり、今後の事態の急変によっては、対応に急遽変更がある。

## 学校再開への対応について

津山市教育委員会保健給食課

### 1. マスクの配布

- (1) 児童生徒の学校での体調不良等への対応として、市立小中学校のすべてに50枚入りマスクを1箱配布した。(4/3 校園長会にて配付済み)
- (2) 家庭での手作りマスクの作成・使用について依頼した。

### 2. 消毒用アルコールの配布

学校再開用に、学校の規模に応じ、一校あたり5リットルから10リットルの消毒用アルコールの配布を行った。(4/3 校園長会にて配付済み)

### 3. 次亜塩素酸ナトリウムの配布（手指消毒としては扱わない）

ドアノブや手すり等、児童生徒等が手を触れる箇所の消毒用として、株式会社末田薬局より贈呈され、学校の規模に応じ、一校あたり1.8リットルから5.4リットルを配布した。(4/3 校園長会にて配付済み)

### 4. 次亜塩素酸水溶液の配布（手指消毒用）

消毒用アルコールの入手が困難な状況下、その代替として次亜塩素酸水溶液の配布を予定している。すべてのクラスへの設置に向け準備を進めている。  
(4/6 各学校へ配付開始)

## 幼稚園再開（新年度）に向けて

令和2年4月6日  
津山市こども保健部

新型コロナウイルス感染症発生に伴う幼児の健康・安全と感染拡大防止の観点から、幼稚園を臨時休園したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言（令和2年3月19日）並びに通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日、元文科初第1780号）等を踏まえ、次の方針に基づき対応する。

### 1 新年度の対応について

#### (1) 教育活動全般について

- ・4月7日（火）より、通常どおりに幼稚園を再開する。引き続き感染拡大防止策に努める。

#### 【再開する理由】

- ①現在、市内では感染者は確認されておらず、「感染未確認地域」に該当していること。
- ②3つの密（密閉・密集・密接）の感染回避対策の徹底を幼稚園関係者に周知したこと。
- ③幼児の健康と安全を確保しつつ、集団教育の場を提供することも重要であること。

#### (2) 幼稚園行事等について

- ・入園式（4月10日（金））への参加は、教職員、新入園児、保護者とし、在園児については必要最小限度の参加とする。なお、座席の工夫、アルコール消毒液の設置や十分な換気、参加者へのマスク着用依頼等、感染防止対策を行う。
- ・始業式、退任式等については、同様の感染防止対策を行う他、園内放送等での実施も検討する。
- ・幼稚園行事の開催については、3つの密（密閉・密集・密接）の集団感染回避の対策を十分立て、実施を検討する。また、実施に当たっては、保護者理解が得られるよう丁寧な説明を行うこととする。

#### (3) 教育活動実施上の留意点について ※集団感染(クラスター)の徹底回避(密閉・密集・密接)

- ・園内での手洗いや咳エチケット、マスクの着用（各家庭に布マスク作成依頼）等、基本的な感染症対策を徹底する。
- ・十分な換気や密集した空間を避けること等、日常的に集団感染を回避する対策を講じる。（教室内の定期的な換気・机の配置の工夫・集会活動の見直し等）
- ・園児の健康観察を徹底（毎日の家庭での検温依頼）し、風邪症状がある場合には、自宅待機を推奨する。
- ・給食（弁当・牛乳）については、4月中は実施しない。5月以降、状況をみながら開始することとするが、その際は、手洗いの徹底や机を向かい合わせにしない等の対応をする。

#### (4) 教職員の勤務について

- ・会議等を実施する際には、時間短縮、座席の工夫、換気等十分な配慮のもとに行う。
- ・健康状態の把握（教職員も毎日の検温・報告）に努め、発熱や倦怠感がある場合は、直ちに休ませる。

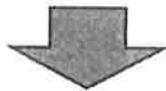
※以上の対応は、あくまで感染が確認されていない地域（津山市）での再開であり、今後の事態の急変によっては、対応に急遽変更がある。

## 感染者発生時の市の業務等継続について

総務部人事課

### 1 職員又は家族に新型コロナウイルスの感染又はその疑いが発生した場合の対応

- ・ 本人又は家族が新型コロナウイルスに感染した又はその疑いがある職員（感染等職員）は、所属長に本人及び家族の状況を報告



- ・ 所属長は、感染等職員に対し、帰国者・接触者相談センター等への相談状況を確認（未相談の場合は相談を指示）し、自宅待機を指示した上で、感染等職員の近時の出勤状況も併せて人事課長に報告



- ・ 人事課長は、総務部長及び市対策本部に報告するとともに、公開羅針盤の掲示板等を活用し、職員に対して事実の周知や感染症対策の啓発を行う。



- ・ 感染が判明した場合には、濃厚接触者（同職場の職員や市民等）への対応について美作保健所の指示を仰いだ後、感染等職員や濃厚接触者の出勤禁止、行動制限、職場の消毒等、必要な対策を講じる。

### 2 業務遂行及び応援体制の考え方

- ・ 感染等職員及び濃厚接触者（職員）が休務となった場合、所属長は、感染の恐れがない所属職員のみでの業務遂行の可否を判断し、市長の指示を仰ぐ。



- ・ 市長は、業務遂行が不可能と判断した場合は、所属部署で作成している「業務継続計画」に基づき、業務縮小又は応援要員（当該業務の経験がある他部署職員等）の配置を指示する。

※場合によっては、業務停止の判断もあり得る。



- ・ 応援要員配置の指示があった場合は、所属長と人事課長で人選を行い、関係部署に応援を要請する。
- ・ 消毒等に伴う執務場所閉鎖が必要な場合は、財産活用課等の関係部署との協議により、代替場所を確保する。



#### 【業務継続】

- ・ 長期の応援体制が必要となる場合に備え、随時、体制について検証・検討を行う。

## 再開後の学校に感染者が出た場合等の対応について

令和2年4月6日  
津山市教育委員会

4月1日に示された『Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について(令和2年4月1日、2文科初第3号)、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言等を踏まえ、次の方針に基づき対応する。

### 1 学校で感染者が発生した場合(初動対応)

(1) 児童生徒及び保護者、教職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合、該当の学校を臨時休業とする。

#### 【臨時休業とする理由】

児童生徒、教職員の学校内での活動状況、接触者の多寡、地域における感染経路などを総合的に考慮し、臨時休業の必要性を判断するが、個別の事情を把握するまでには、時間を要するため、上記のような対応とする。

(2) 複数の学校(2校以上)で、感染者(児童生徒・教職員・保護者)が発生した場合、市内全校を臨時休業とする。

#### 【臨時休業とする理由】

当該校のみならず、市域全体に感染が蔓延していることも想定されることから、上記のような対応とする。

(3) 上記(1)(2)の場合原則として休業期間は、14日間とする。

ただし、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、これより短い期間とすることもある。

### 2 津山市が「感染拡大警戒地域」に該当する状況となった場合

地域全体での感染拡大の防止を目的に市域内の学校を一斉臨時休業とすることも検討する。

3 上記によらず、全国的な感染拡大の状況により、国、県からの休業要請があった場合要請内容を勘案し臨時休業の期間・態様を検討する。

### 4 再度の臨時休業を実施する場合の留意点

臨時休業の期間・態様については、児童生徒、教職員の学校内での活動状況、接触者の多寡、地域における感染経路など個別の事情を把握し、こども保健部、学校医、津山市医師会及び県教育委員会等の関係機関から情報提供等を得ながら、判断するものとする。

### 5 再度の臨時休業に伴う諸課題への対応について

(1) 学習指導について

・前年度の未学習内容については、学校再開時に優先して授業を実施する。(該当校の

み)

・新年度の学習については、教育課程の計画を変更し、夏季休業を短縮する等の措置を今後検討する。

(2) 非常勤講師、教育支援員等の勤務について

- ・授業準備や教育支援等の準備に係る必要最低限の時間は、校長判断で勤務することができるものとする。また、登校日や夏季休業中の授業日は勤務日とする。
- ・県費負担の非常勤講師や教育支援員等については、県の方針による。

(3) 教職員の服務について

- ・本人が罹患した場合：病気休暇
- ・本人、家族に風邪症状が見られ、勤務しないことが望ましい場合：特別休暇
- ・感染者と濃厚接触があり、感染が疑われる場合：職務専念義務の免除

[参考(引用)]

「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(令和2年4月1日 2文科初第3号)

## 再開後の幼稚園に感染者が出た場合等の対応について

令和2年4月6日  
津山市こども保健部

幼稚園については、保育所と同様、一人で家にいることができない年齢の幼児が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性のある幼児の受け皿になっていることを踏まえ、一斉休業の対象とはなっていないが、地域全体の感染状況に応じ感染拡大防止の観点から、4月1日に示された『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について(通知)(令和2年4月1日、2文科初第3号)、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言等を踏まえ、次の方針に基づき対応する。

### 1 園で感染者が発生した場合

- (1) 園児及び保護者、教職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合、該当の幼稚園を臨時休園とする。

#### 【臨時休園とする理由】

園児、教職員の幼稚園内での活動状況、接触者の多寡、地域における感染経路などを総合的に考慮し、臨時休園の必要性を判断するが、個別の事情を把握するまでには、時間を要するため、上記のような対応とする。

- (2) 複数の幼稚園・保育所等で感染症(園児・教職員・保護者)が発生した場合、市内全園を臨時休園とする。

#### 【臨時休園とする理由】

当該園のみならず、市域全体に感染が蔓延していることも想定されることから、上記のような対応とする。

- (3) 上記(1)(2)の場合原則として休園期間は、14日間とする。

ただし、感染経路が判明しており、幼稚園外で感染したことが明らかであって、他の園児等に感染を広めているおそれが低い場合には、これより短い期間とすることもある。

### 2 津山市が「感染拡大警戒地域」に該当する状況となった場合

地域全体での感染拡大の防止を目的に市域内の幼稚園を一斉臨時休園とすることも検討する。

- 3 上記によらず、全国的な感染拡大の状況により、国、県からの休園要請があった場合要請内容を勘案し臨時休園の期間・態様を検討する。

#### 4 再度の臨時休園を実施する場合の留意点

臨時休園の期間・態様については、園児、教職員の幼稚園内での活動状況、接触者の多寡、地域における感染経路など個別の事情を把握し、市教育委員会、学校医、津山市医師会及び県教育委員会等の関係機関から情報提供等を得ながら、判断するものとする。

#### 5 再度の臨時休園中の預かり保育について

預かり保育は、保育の必要性のある各園の園児を対象に、地域の感染状況を踏まえたうえで実施可能と判断した場合、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で長期休業中と同様に実施する。

ただし、感染者が発生した幼稚園においては、預かり保育を実施しない。

#### [参考(引用)]

「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(通知) (令和2年4月1日、2文科初第3号)

## 備蓄マスクの提供について

4月7日より再開する小・中学校、在庫の不足が見込まれる医療機関に、今後の市への入荷見込みを勘案し、感染症拡大防止の観点から、備蓄マスクを提供するもの。

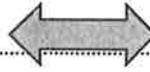
### 提供内容

区 分	施設数	配布数 (枚)	備 考
津山歯科医師会 (歯科医療機関)		2,500	
児童施設			
放課後児童クラブ	27	1,350	
保育園 (認定こども園含む)	28	1,400	
幼稚園	4	200	
児童養護施設	3	150	
学校			
小学校	27	1,350	
中学校	8	800	
合 計		7,750	

## 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部等組織体制(案)

津山市新型コロナウイルス  
感染症対策本部

情報収集・連携



### 【関係機関】

岡山県健康推進課 086-226-7331  
岡山県美作保健所 0868-23-0163  
津山圏域消防組合 0868-31-1119  
津山市医師会 0868-22-2168 等

本部長 市長  
副本部長 副市長、教育長、消防長  
本部長 企画財政部長、総務部長、総務部参与、税務部長、環境福祉部長、環境福祉部参与、こども保健部長、産業文化部長、産業文化部参与、農林部長、都市建設部長、地域振興部長、水道局長、教育次長

【本部の所掌事務】・新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に関すること  
・新型コロナウイルス感染症に対する必要な対策に関すること  
・上記のほか目的達成に必要な事項に関すること

### 【対策本部内の事前調整会議】

対策本部での協議を効率的に推進することを目的に、事前調整を必要に応じて行う。

構成員 副市長、教育長  
企画財政部長、総務部長、総務部参与、税務部長、環境福祉部長、環境福祉部参与、こども保健部長、産業文化部長、産業文化部参与、農林部長、都市建設部長、地域振興部長、水道局長、教育次長

津山市新型コロナウイルス  
感染症対策連絡会議

会長 こども保健部長  
副会長 危機管理室長  
構成員 みらいビジョン戦略室長、秘書広報室長、財政課長、総務課長、人事課長、財産活用課長、契約参事、税制課長、市民窓口課長、環境生活課長、環境事業課長、生活福祉課長、障害福祉課長、高齢介護課長、子育て推進課長、こども保育課長、健康増進課長、商業・交通政策課長、観光振興課長、ビジネス農林業推進室長、農業振興課長、管理課長、地域づくり推進室長、各支所長、阿波出張所長、生涯学習課長、経営企画室長、教育総務課長、学校教育課長、保健給食課長

【連絡会議の所掌事務】・新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に関すること  
・新型コロナウイルス感染症に対する必要な対策に関すること  
・その他必要事項

※ 連絡会議を開催できない場合においては、主管課長会議で協議する。

津山市新型コロナウイルス感染症  
対策実務担当者会議【対策班】

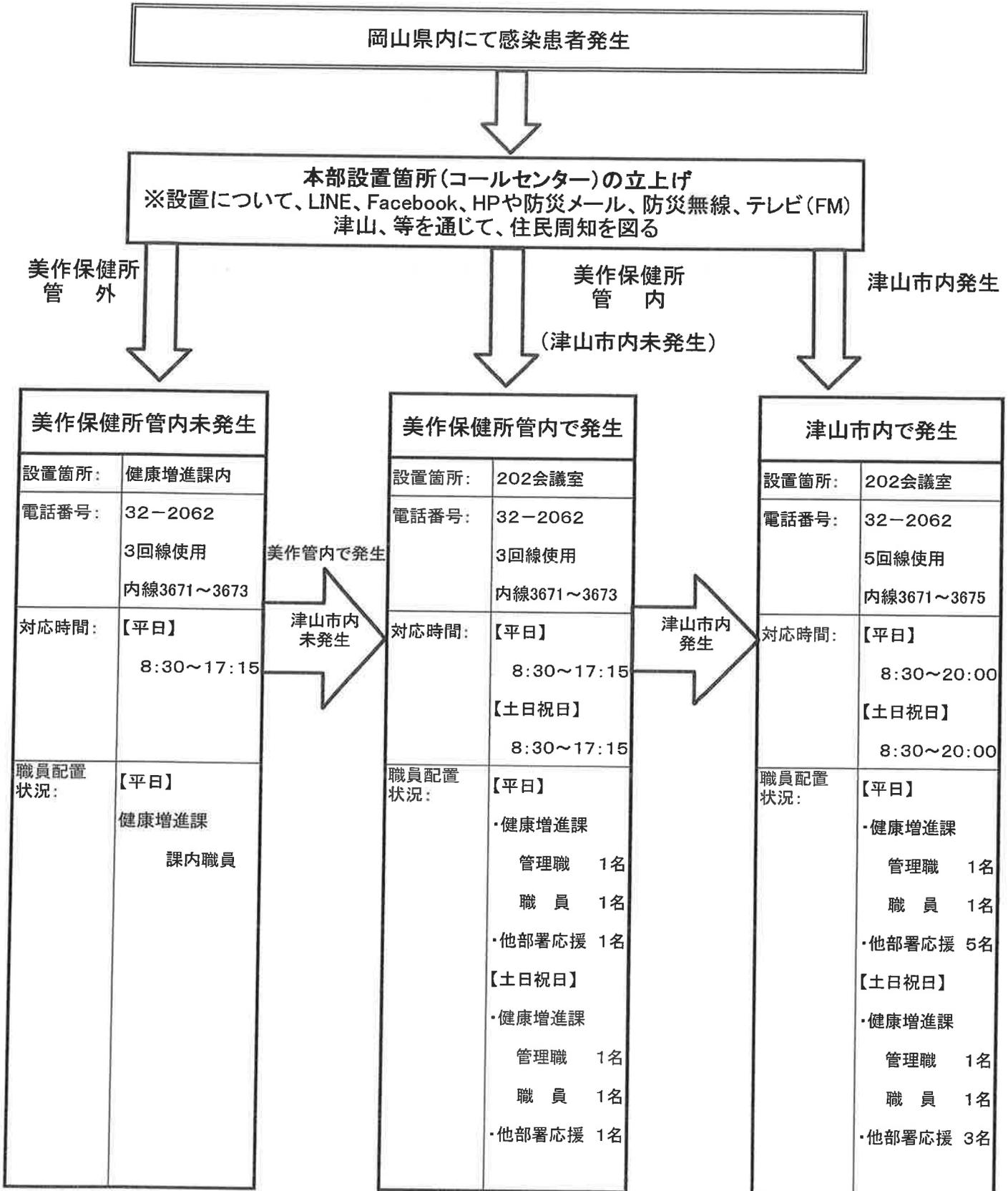
構成員：連絡会議構成課より選任

・新型コロナウイルス感染症対策の実務に関すること

【津山市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

担当課：健康増進課 電話：0868-32-2069

対策本部(コールセンター)設置フロー



※美作保健所管内市町村：津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

# 新型コロナウイルスに関する対応状況について（経営相談）

令和2年4月6日  
産業文化部

## 経営相談窓口 (3月9日設置)

相談件数 35件 (うち来庁16件、電話19件) ※令和2年4月3日現在  
業種 飲食店、小売業、製造業など  
主な相談内容 売上減少に伴う資金繰り(27件)  
対応の概要 主に信用保証、無利子・無担保融資、雇用調整助成金等について説明。国による制度整備が日々変化しているため、対応日によって説明内容は異なる

## 情報提供

3月9日 つやま産業支援センターに経営相談窓口を設置したことについて、ホームページにて周知  
3月12日 セーフティネット保証、融資制度、雇用調整助成金等の支援制度及び相談窓口の設置について、メール、フェイスブックにて周知  
3月18日 無利子・無担保融資、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援等の追加情報をセンター会員並びに経済団体にメールにて周知  
3月19日 小学校休業等助成金について、障害のある子どもを対象学校拡大をメールにて周知

## 《参考：主な支援制度内容》

### 信用保証

#### SN保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

【4号】売上高▲20%以上減少等  
【5号】売上高▲5%以上減少等

#### 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、保証対象業種を対象に100%保証。

一般保証  
2.8億円

SN保証  
2.8億円

危機関連保証  
2.8億円

### 融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。

#### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

#### 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者に利子補給

【対象要件】

個人事業主(小規模):要件なし

小規模(法人):売上高▲15%減

中小企業:売上高▲20%減

### 雇用調整 (申請窓口はハローワーク)

#### 雇用調整助成金の特例

令和2年1月24日から7月23日まで一時的に休業等行い、労働者の雇用維持を図った場合に賃金等の一部を助成。

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日(3年間で150日)

#### 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

労基法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対し助成。

【支給額】支払い賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限。

【適用日】令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

## 中国市長会への要望について

### 中国市長会 提出要望一覧【津山市】

	提出要望	担当省庁
1	新型コロナウイルス感染拡大に伴う施設やイベント等の中止・キャンセルによる利用料・違約金等の補てんについて	
2	タクシー・バス事業者が所有している車両に係る重量税・自動車税の免除(特例措置)	国土交通省 財務省等
3	飲食業、旅行業の回遊性向上施策に関する地方自治体への財政支援について	総務省 厚生労働省 国土交通省
4	飲食業、旅行業の固定資産税及び消費税の免除又は減免	総務省 財務省 厚生労働省
5	「雇用調整助成金制度」「休業補填助成金」等の助成率の引き上げや支給要件の緩和などの支援策について	厚生労働省 法務省
	国内で雇用されている技能実習生の期間の延長等、外国人労働者の人材確保に関する措置について	
6	中小企業の資金繰り支援について	経済産業省
7	信用保証協会が設定する保証料の全額補助について	経済産業省